

## 第 4 日

1. 平成27年12月17日午前10時00分招集
2. 平成27年12月17日午前11時30分開議
3. 平成27年12月17日午後 4 時25分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 曉	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 松 尾 裕 二 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼 農 林 振 興 課 長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	ま ち づ くり 推 進 課 長	池 本 文 雄
税 務 住 民 課 長	山 下 仁	健 康 福 祉 課 長	今 村 裕 司
商 工 観 光 課 長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
学 校 教 育 課 長	吉 田 収	社 会 教 育 課 長	豊 後 正 弘
学 校 統 合 推 進 室 長	樋 口 哲 男	住 民 課 長	石 原 民 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 原 忠 邦	町 立 病 院 事 務 部 長	堤 一 徳
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	坂 本 誠 司		

12. 議事日程

日程第1 議案第67号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第2 議案第68号 和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

- 日程第3 議案第69号 和水町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第5 議案第71号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第72号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第73号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第74号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第75号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第76号 平成27年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第77号 平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第78号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第79号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第80号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第15 議案第81号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第16 議案第82号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）
- 日程第17 議案第83号 新町建設計画の変更について
- 日程第18 議案第84号 字の区域の変更について
- 日程第19 議案第85号 負担付き寄附の受け入れについて
- 日程第20 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第21 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会）
- 日程第22 閉会中の継続調査について（各委員会）

---

開議 午前11時30分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議、採決となっております。

---

日程第1 議案第67号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第1、議案第67号「和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第67号、和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第68号 和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

○議長(杉本和彰君) 日程第2、議案第68号「和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) 和水町行政手続における個人番号の利用に関する条例の制定ということで10日の日に提案があり、若干の説明がありました。いくつか質問をしたいと思います。趣旨の中で、この条例が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例ということですが、第3条のですね、町の責務ですが、町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるといふふうにあります。必要な措置を講ずるといふことは具体的にどういふふうにされるのかということをお聞きをしたいと思います。それから、第4条2項のですね、町長または教育委員会は、その下の段にいけますが特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合はこの限りではないといふふうには提案されております。ちょっと具体的にこのへんをお聞きしたいと思います。

○議長(杉本和彰君)

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) 笹淵議員の二つの御質問に対してお答え申し上げます。第3条の、必要な措置を講ずるといふ、町の責務の件でございますが、個人情報を流出しないような措置を講じなさいと、端的に言えばそのようなことで、町といたしましては、個人番号を扱うシステム、メニューを限定すると、あるいは、具体的に申しますと戸籍事務、それから総合行政システムが使っておりますけれども、それ。それから、部署もどこそこを具体的に指定をし、また担当も決

めていくというような段取りでございます。それから第4条第2項についてであります。末尾のほうですね。ただし、のところですけども、これは国、あるいは他の国内の行政機関等々のやり取りについては、法の中でも定められておりますし、その事務についても定められております。そのことを指しているものであります。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） これは国の法律から来て、条例という形で提案されているというふうに思いますが、マイナンバー制度でいろんな情報が公にさらされて漏えいされるというような形でいろんな事件が起きております。そういう中で、行政としては、このマイナンバー制度を非常にやりやすくなる部分はあるかというふうに思うんですね。ところがそういう事件が起きた場合に、個人の情報がインターネットで白日の下にさらされてしまうという危険性もありますので、そういったところでこのマイナンバー制度が本当にいいのかどうかということも、私は問われているんじゃないかなというふうに思います。町民の方も個人番号が今配布をされておりますので、一体どういうふうになるのかということは、チラシ等と一緒に配布してありますけども、なかなかですね、これがわからないと、どうなっているんだということが会話の中で出てくるんですね。ですからそういうわからないまま、この制度を進めていくと、あとあと町民の方にいろんな不利益が出てくるんじゃないかという危険性も伴っているというふうに思うんですね。そういう面で、どういうふうに、情報が必ず漏れないと、99%じゃなくて、100%以上ですね、漏れないというふうにしなないと大変な状態になってくると思うんですね。そういう面でどういうふうにか考えられるか聞きたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 情報セキュリティの問題だと思います。まずは、先ほど申し上げましたけども、取り扱う部署、担当を限定すると。それから、情報が漏れないようには、システムのセキュリティを高める必要がございます。これについても、今回の補正予算の中にもお願い申し上げておりますけども、外部からの悪意あるウィルスをどう防ぐか、この導入を図っていくこととしております。それから、取り扱う部署と担当は、今後といいますか、もう既に、大体部署は決めております。担当が変われば、IDあるいはパスワードを個人ごとに持っておりますので、それによって管理をしていくというようなこととなります。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 外部に漏れないように、セキュリティシステムを、完全にブロックするといいますか、ことだというふうに思いますけれども、なんせそれも人間がやることであり、いろんな外部からのキャッチていいですか、侵入ていうか、そういうことも考えられるんですね。非常にこれは、やり始めたら絶対に個人情報が出ないというふうにしなればいかんというふうに思うんですが、そういう面でこの条例を実施していった場合に、確かに行政上はいい面もあ

るかと思えますけれども、ただそれが果たして個人情報漏れるという問題に繋がっていくならばですね、非常に危惧するところだというふうに思うんですね。そういう面で、今回は、この提案については保留という形で、なかなか、町民の皆さんにもわからない部分もありますので、そういうふうにしていきたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 先ほどの情報セキュリティ対策について、私は今からというようなニュアンスで申し上げましたけれども、既に外部からの悪意あるウィルスの侵入を防ぐためのソフトは講じているところでございます。訂正を申し上げます。

○議長（杉本和彰君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 2点ほどお聞きしますけれども、個人ナンバーが送付された、昨日だったか、おとといだったか、大阪の方で送付完了ということを発表後、未送付者が1,979名くらいあったということで、大阪のどこだったかまでちょっと今記憶にないんですけども、謝罪の会見があっておりました。それで送付する相手、業務をされた方が、外部の委託業者であったと。全国、そういう業者に委託されて送付されていると思えますけれども、和水町では未送付、どうのこのの漏れは今のところ住民の方から問い合わせとか、そういうのがあるのかないのか。それともう一つがですね、証明写真を撮って、あるところに送り返して、そしてはじめて証明書かな、そういうカードになって返ってくる、手続のシステムがそうだったと思うんですけども、期日を過ぎたとしてもですね、必ずそこに送付しなければならないのか、それとも、しばらくはやめておいて、ある期間が過ぎてですね、やっぱり自分も登録しようかというような方が出てこられた時に、役場に持ってきてそういう証明の発行ができるのかどうか。それをお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 住民の皆様への未送付の案件については今のところ総務課には情報は入ってございません。それからカードの交付手続につきましては、1月1日以降ということになるかと思えますが、そのことについては税務住民課の方で交付の受付と申請の受付等いたしますので、詳しくは、私からは申し述べることができません。すいません。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 個人番号カードの申請につきましては、直接、センターにやる方式と役場、担当課としては税務住民課の窓口になりますけれども、そういったふうに、そこを通じて申請する様式が二つございます。役場に来る方式を、申請時の来庁方式というような言葉が使われてございますけれども、今、5件ほどあるということになっております。申請の期日については、今のところいつまでにしなさいというようなことにはなっていないようでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） カードの発行は住民の方々が勘違いされやすいような送付の仕方をしてあると思うんですよ。自分も、恥ずかしい話、センターの方に送らないとカードの発行ができないと思ってましたので。住民課の窓口でできるということができれば、よりわかりやすいように住民の方に知らせる方法をとってほしいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） カード発行の手続に関しまして、わかりやすく住民の方々にお示しを再度していくことについて税務住民課とも協議しながら周知を図ってまいりたいと思います。11月だったかと思いますが、この小さな黄色のマイナンバーカードを全戸に配布しておりますけれども、それも御覧いただくとともに、再度検討させていただきます。ありがとうございます

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第68号、和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第69号 和水町税条例等の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第69号「和水町税条例等の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 質問を行います。最初に、分割納入、そういった人の件数は現在何件くらいありますか。それと、3番目の徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長、こういった案件は何件くらいありますか。それと、税について期日まで納入がない場合は延滞金を現在取っておられますが、そこらへんについて答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） いわゆる納付期限まで何らかの理由でお納めいただけないときは、20日を過ぎた後あたりに督促状を送付させていただいております。その後、窓口に見えてすぐ収めていただく方と、諸般の事情によりまして、分割の誓約書を出していただく場合とがございます。そういった中で件数ということについては、資料を持ちませんので、あとで報告させていただいてよろしいですか。それから延滞金のことですが、延滞金は税条例に基づいてですね、ある一定期間するようになってまいりますので、いただくことになっておりますし、いただいております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 延滞金の利率は、14.5%ですか。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 以前は、今御案内のとおり14.6%だったと思いますけども、1年か2年くらい前から、基本的には7.9%ですかね。そういったふうになっております。あとはまた経過のあれによってですね、若干の変化があるようがございます。基準は数年前から若干圧縮されておるようです。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第69号、和水町税条例等の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第70号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第70号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第70号、和水町下水道条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時53分

再開 午後1時40分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉村議員の質問に対し答弁漏れがありました。執行部の答弁を許可します。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） 先ほど杉村議員の質問に対し答弁漏れ等がありましたので、説明させていただきたいと思っております。まず第1点目ですけれども、延滞金の年利は以前14.6%であったけれども、現在どうなっているかというようなお尋ねでございます。確か先ほど7.8と申し上げましたが、現在、税に関する延滞金の年利率は納期限の1カ月内と1カ月後にわかれておりまして、1カ月以内は2.8%、1カ月を過ぎた後は9.1%となっております。それから、分割納付に関する件数は何件かというようなお尋ねでございます。読み替えまして、分納の誓約書を出されて

いる件数ということでお答えしてまいりますと、現在60名いらっしゃるということでございます。よろしく申し上げます。

---

#### 日程第5 議案第71号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第71号「平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 15ページですが、一番下の方の、2款の総務費の中の、4項選挙費、1番ですね。下の方にも通じると思うんですが、選挙システム改修委託料ということで今回挙げてあります。これが、法改正によって18歳以上の選挙権ということで、こういう提案がされてるかと思うんですね。それで高校生といたしますと、まだ社会に出ていない18歳がいるわけですので、そういったところで、投票の基準といたしますか、どうやって選んだらいいかとか、そういったところの、県の選挙管理委員会とかのいろんな情報の提示とか、何らかのことがやれるのか。町の選挙管理委員会として、そういった投票率アップのための、高校生あるいは18歳、19歳のための何らかの講座的なものをやられるのか、そういったあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） この選挙システム改修委託料につきましては、公選法の改正によって、引用されましたように、18歳から選挙権年齢に達するという、そのシステムの改修でございます。本町には高等学校がございまして、高等学校がある地域においてはすでに授業等やっていたところもあるように聞き及んでます。しかし本町では中学生でございますので、今、学校からの選挙に対する学習の御依頼等はあっておりません。また、県の選挙管理委員会からも特段今の段階ではございません。町の選挙管理委員会といたしましては、中学校小学校では、生徒会の選挙がございますので、そういった折に教師、教諭の方から学習がなされ、選挙運動を聞いて誰に投票するというような訓練は、既に以前から行われているものでございます。選挙管理委員会といたしましても、毎月2日が選挙管理委員会でございますので、今後その件についても協議をしていく必要があるものと感じております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 日本ではこれまで20歳以上が選挙権ということでありましたが、世界的に見れば18歳選挙権というのがかなり多いというふうに思いますが、若い人も主権者として選挙にかかわるといのが私は少ないんじゃないかと思うんですが、もし資料としてあるんでしたら、20歳代と30歳代の投票率ですね。町内の。それがわかればお聞きしたいんですが、わからなければ後では是非お聞きしたいというふうに思うんですが、やはりせっかくの18歳以上の選挙権

ができたわけですので、それは有効に生かしていただくということで、投票を呼びかけるような、そういった選挙管理委員会としてもやっていただきたいということも述べておきたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 19ページですね。9番の消防費。そこに高速道路救急支弁金、18万5,000円となっております。入りの方は12ページに18万4,000円。私の記憶によれば、これは歳入歳出同額であると、いわばトンネル予算ということで記憶しておりますけれども、いつからこの自治体が負担するようになったのか。この差額1,000円ですけれどもですね。それとも間違っているのか。それともう一つが21ページ。ごめん。これは文化財保護費だから、上十町のイチイガシというのは町が何か指定してるやつかな。台風被害対策業務で112万3,000円挙げてあるのは。文化財保護費の中に入っているから、町が結局記念樹として指定してるやつの被害対策費なのか。それともう一つがですね。先ほど12番議員が言われたやつにちょっと関連しますけれども、今度18歳から選挙権が有するように法改正がっております。その点についてですね、少年法の改正はまだ整っていないわけですよ。そのとき、結局この法のもとに施行された場合、18歳から20歳未満、公職選挙法に引っかかった場合は、どういう対処をなささいという指導があっているのかどうか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） まず、消防の歳入と歳出の額の1,000円の差でございますが、これは1,000円未満の額の処理の仕方でございます。歳入の場合は1,000円未満の100円単位は切り捨てて歳入を入れます。実際は円単位まで、予算上がそのように取り扱っているところがございますので、それで歳出の場合は1,000円未満は切り上げて予算化をいたしますので、そこで1,000円の予算上の違いが出てまいります。いわば1,000円単位で予算を組むということによるものでございます。それから、18歳以上20歳未満の公職選挙法違反に対する罰則等についてでございますが、まだ私どもそこまでは承知をしていない状況でございます。ただ、今後、国の刑法等も絡んでまいりますので、国会の中で、1月4日開会でございますけれども、その中で議論され、来たる参議院選挙に向けた法整備がなされるものではなかろうかというふうに思っているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 豊後正弘君

○社会教育課長（豊後正弘君） 上十町のイチイガシ台風被害対策業務として挙げておりますけれども、これは県指定の天然記念物でございます。樹齢が800年、日本で2番目に大きいイチイガシでございます。台風15号によりまして、大きな枝が折れまして、樹木に甚大な損傷を与えております。今後の処置を考えまして、専門樹木医、県の樹木医会がありますけれども、そこに連絡しまして、今後の処理内容をいただきまして、このまま放置すると樹木の方が枯れる恐れがありますので、県と協議をいたしまして、今回計上しております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 9番庄山です。20ページの事務局費の中の委託料、学校施設耐震改修設計監理委託料、2,880万2,000円。この内容をですね。説明をお願いいたします。それと、その下の教育費の中の、学校管理費の中の工事請負費2,059万6,000円。この内容説明も一緒にお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの御質問のまず1点目、事務局費の委託料の分でございますけれども、この中身につきましては、学校施設耐震改修設計監理等の委託料といたしまして、まず、今議会で委託料の実設計、そちらをお願いするものでございます。中身につきましては、菊水中学校の校舎の耐震改修の実設計、これが744万4,440円。それから、菊水中学校の屋体の耐震改修実設計、この分が543万7,800円。それから、菊水中央小学校の校舎の耐震改修実設計、この分が609万1,200円。それから、体育館関係の吊り天井の改修の分も挙げております。中身は、菊水中学校の屋体の天井改修実設計、これが253万8,000円。菊水中央小学校の屋体天井改修実設計、243万円。それから菊水西小学校の屋体の天井改修の実設計、243万円。それから菊水東小学校の屋体の天井改修実設計、これも243万円ということで、体育館につきましては、吊り天井に対する対応の改修の委託料ということで計上をさせていただいております。それで合計が2,880万1,440円という金額でございます。それから、2項の小学校費、1目学校管理費の中で、工事請負費2,059万6,000円の工事費で計上させていただいております。この内容につきまして御説明いたします。まず菊水西小学校で校舎の爆裂が発生しております。それで校舎の中庭の2階の底の天井、それから運動場側の2階の普通教室のベランダの上部の底、そういったところが爆裂を起こしております、これに対する補修工事ということで、この分の経費が308万4,480円ということで計上させていただいております。

それから同じく菊水西小学校の校舎の屋根でございますけれども、これが台風15号の被害によりまして、主に屋根の南側の面でございますけれども、こちらの方が台風で飛散をしております。この分の台風飛散による被害を現状復帰というような工法で予算を計上させていただいているところです。その分が1,751万1,094円ということで、若干の増減があるかということも見込みまして、見積もりそのものは1,600万弱でしたけれども、1.1倍の金額で工事請負費は計上いたしているところです。それでこの分に係る歳入ですけれども、これは国の災害補助じゃなくて、町が公有建物の共済保険に加入をいたしております。その分で対応したいということで、その分の歳入につきましては、予算書の12ページでございますけれども、こちらの20款諸収入、5項の雑入、2目の雑入というところで、説明の中に保険金750万というのがありますけれども、これが菊水西小学校の台風被害に対する保険金ということで、事業費の2分の1が保険金で賄われるということでございますので、見積もりは1,600万弱でしたけれども、入札等で減額になるかもしれないということで、歳入の方は1,500万の2分の1ということで750万円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 学校施設の耐震改修、これは設計委託料ですね、この中で、私は中央小学校の耐震ですね、3階の部分の撤去というような部分ではなかろうか、それと、体育館もありますが、この耐震ということが私は非常に疑問に思っております。なぜかと言うとですね、本当に耐震だけで、この3階部分を撤去するだけでいいのかとか。じゃあ今、軒の出があります。そこの部分の爆裂、こういうのもですね、この非常に地震によってこれは危ないのではないかと。私は耐震という言葉の意味がですね、全体的なこの学校の耐震ということも考慮せんといかんとじゃないかと、それまで協議をせんといかんとじゃないかというふうに思っております。中学校も同様でございます。本当にこの玄関の手前の補強でいいのかと。それだけの年数も経っておる。天井は亀裂を起こしている。本当にこれは耐震で助かるのかというような気がします。そういうことでですね、私はこの耐震というこの予算を本当に考え直す時があるのではないかとというふうに思っております。どういう方法があるか、これはまたいろんな協議をしながらやらんといかんとというふうに思いますが、ただ、耐震、耐震と言われますが、耐震の中身によっての協議は本当にまだ協議は尽くされているのかなと思っております。私はこの予算に対して非常に疑問を持っておりますので、この予算に対してはまだまだ協議をする余地があるというふうに思っておりますので、この予算に対しては私はちょっと反対というような気持ちでおります。

それと、15の工事請負費の中ですね、2,059万6,000円というような予算の中で、ただ今爆裂があった、その予算あたりはですね、私は本当にやらないかんというふうに思っております。ただ、屋根の部分ですね、今現時点で前の南向きですか、これが飛んでいます。確かに飛んでいます。この補修という予算、私はこの予算を本当に、最低というといかんけど、統合も控えております。その中で本当に統合が、これはやらないかんということであるならば、これはもう統合するということで出発をしていますから、本当にこの金が無駄にならないようなやり方をさせていただくというふうに私は思うわけです。そういう中でですね、じゃあはげたところを修理すると、じゃあ今度台風が来た時はそこは大丈夫かもしれんけど、後ろの方はやられるかもしれん。逆にですよ、逆発想として、じゃあ危ないならば、全部はぎ取ってしもて、さしよりいいんじゃないかというふうな気持ちも持っております。その精査をしながら、これをやった場合どれだけの経費が本当にかかるのか。全協ではちょっとありました。しかし、こういうような逆の発想の設計、これも一つの考えとしておくべきではないかというふうに思います。今後この屋根改修、現状復旧、これはまあわかりますが、その内容として、それも一案かもしれん。しかし、安く上がって、屋根がそれだけはいでも、何ら下には漏っていないわけですね。他のところが、違うところが現時点で漏れておると。そこは修理せんといかんと。まあどういような方向付けになるかわかりませんが、ここ1年後、2年後、最低2年はかかると。その中でですね、無駄にならないような計算をして、事業をさせていただくと。ただ、この前、全協の中では、700万くらいかかるじゃないかというふうな、全部はぎ取ったらですね、そういうふうなお話も聞きました。しかしそれは話だけであって、実質的にその中身を精査して、本当にそれがいいならばそれは取り入れるべきと私は

思います。それがまだできていないと。そののところはどうですか。その精査までしたですか。それをちょっとお尋ねします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの御質問でございますけれども、最初言われましたように、今回の台風で被害に遭っていない他の面の部分、そういったところもあわせてというようなことも考えまして、一応見積もり、検討はいたしましたけれども、やっぱり金額的には倍以上かかるということで、まず復旧ということで、今被害が集中している南面の部分ということで検討をさせていただきました。全面的にはぎ取るというようなことも、もちろん検討の中には入るかと思っておりますけれども、復旧というような部分もありますので、はいでしまうだけではいけないだろうというようなことで、被害を受けていない北側とか、そういった面の形に復旧をしたいということで、いくつか見積もりは取りましたけれども、今回提示させていただいた金額でお願いしたいということで上程をさせていただいております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） それと保険の方ですね、これは災害復旧的な保険なのか、これはそのままにしても保険金は出るのかですね。これを災害復旧でやらんと保険金が出ないのか。私はこの保険の内容としては、災害だから、どのような事例があっても出ると思っております。そのところを再度お尋ねします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田収君） そのままの状態にしておいて保険金が出るかというようなことだと思いますけれども、ちょっとそのところはすいません、確認をしておりますけれども、工法の中で、どういった形で災害復旧をするのかということで、やり方次第では対象外になる部分もあるといったようなことで、経費はかかるけれども、保険金対象にはならないといったようなことも受けております。それで、今回上程させていただいている案についての工法等につきまして、共済のほうに資料として送っておりますけれども、その分についての対象外の経費があるとか、そういった返事はあっていない状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 庄山議員の前段の部分のお答えをしていなかったと思いますので、補足をさせていただきます。耐震工事がこれでは不十分なのではないかという御質問で、十分練らなくちゃいけないんじゃないかという御質問であったかと思っております。十分という点ではですね、確かにそのような部分がございます。その十分という部分では、いわゆる改修まで進めばですね、十分ということです。今回の耐震というのはですね、あくまでも、基準値を下回っている、それから、国土省、文科省に対する報告の範囲になっている部分、いわゆる、駆体としてですね、一

時期に倒壊する恐れがある部分が対象にいたしております。天井の部分については、従来工法の吊り天井、これは先般の地震でも落下がございました。このへんの危険を鑑みて、吊り天井方式じゃいけないよということがございますので、それに対する対応ということがございます。確かに、全体的な安全性等々からすれば、改修の部分まで踏み込まなくちゃいけないんですけども、ただそこに踏み込むには、再三申し上げておりますけれども、統合の形態がどのようになるか、今、不確定でございますので、とりあえずは安全を守ると、駆体の安全を守るということでこのような御提案にさせていただいているところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 生山敬之君

○1 番（生山敬之君） 18ページの6款1項5目果樹園芸振興費、台風被害園芸果樹復旧対策事業40万6,000円。次に、20ページの10款1項1目学校管理費、工事請負費2,059万6,000円。これは西小のやつですね。次に、21ページの10款4項4目上十町のイチイガシ台風被害対策業務112万3,000円。それから11款1項3目林業施設災害復旧費、工事請負費、上岩間伐作業道の400万。それと、22ページ。11款2項災害総務費、工事請負費18件の820万。続いて2目工事請負費、蜻浦川災害復旧の525万円。これらは台風15号によるものと思えますけれども、緊急必要な経費、法177条1の2つまり、住民の生命と財産を保障するためだと考えられる災害復旧の経費は、これは該当するかどうかお伺いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 災害の復旧費ということにつきましては、今御指摘のとおり、文字どおり災害の復旧のための費用でございます。町といたしましては、これは応急に対応しなくちゃいかん。それから、町民の皆さんの生活を考えた場合に、その利便性、日常生活について、御心配あるいは御迷惑をかけておりますので、早く復旧をしなくてはいけないというふうに私自身は考えるところでございます。これが法律的にどうであるかというのは、その論を待たなくてはならないところだと思いますけれども、ここはどうしてもやらしていただかなくちゃいけないというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

本案に対しては、蒲池議員他2人から修正の動議が提出されています。

ただいまから配付します。

（修正案配布）

これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。3番議員の蒲池でございます。修正動議の説明をさせていただきます。

和水町議長杉本和彰様。発議者蒲池恭一。発議者荒木拓馬。発議者高巢泰廣。議案第71号、平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議であります。

上記の動議を地方自治法115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。それでは2枚目を開けていただいでよろしいでしょうか。

議案第71号平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案でございます。議案第71号平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第1条中「8,918万9,000円」を「6,038万7,000円」に「65億1,424万1,000円」を「64億8,543万9,000円」に改める。第2条中、「追加及び」を削除する。

「第1表 歳入歳出予算」の一部を次のとおり改める。

歳入でございます。19款繰越金、第1項繰越金、1億3,618万8,000円を改めまして、1億3,468万6,000円となります。21款町債、1項町債、5億3,268万5,000円を、5億538万5,000円。歳入合計65億1,424万1,000円を64億8,543万9,000円といたします。

歳出、10款教育費、1項教育総務費を2億1,899万4,000円から1億9,019万2,000円といたしまして、歳出合計65億1,424万1,000円を64億8,543万9,000円といたします。次のページをお開きいただきたいと思ひます。第2表地方債補正でございます。

起債の目的。菊水地区学校耐震改修事業費を2,730万を削減しゼロといたします。合計がゼロでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書に関しましては、配布しておりますので、お目通しをお願いしたいと思ひます。

以上をもちまして、修正動議の説明とさせていただきます。御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 質疑をいたしますが、これは菊水小中学校耐震改修関連予算だというふうに思いますが、この部分を削るといふことの意義ですね、どういうふうに考えてこういうふうに削減をされているのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 確かに、子ども達の生命財産を守るために、大事な予算だとは思っておりますけれども、しっかり、今、跡地検討利用委員会等の答申の中で、西小学校の吊り天井の今回2,500万あがっている分に関しましても、東小学校に関しましても、その中では更地にするべきというような答申もあります。そういうことを今一度議論をして、なるべく早く対処をしなければいけないという気持ちの中で、議論を今一度したいと思ひますので、今回は削除させていただいたところであります。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 吊り天井の面で言いますと、例えば地震で子ども達が体育館で体育の授業中とか、そういった時に地震で被害に遭うということも予想されるわけですね。それから学校の関係でも、授業中に地震が起きる可能性も否定できないと思うんですね。そういう中で、全国的には国の方針のもとに、ほとんど耐震改修が進んできていると。熊本県では、ほとんど、他市町村では、今年度の27年度中に耐震工事が行われると。しかし、この和水町においては66.7%ということで、耐震化の方向が町民の皆さん、それからPTAの皆さんからも願いとしてあるかというふうに思うんですが、そういった面ではやはり耐震化というのは一刻も早く実施すべきだというふうに思うわけですが、その点については緊急性というのはないというふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今の笹淵議員の御指摘もしっかりと踏まえた上で早急に私達議員としても、その対策本部並びに委員会等設置しまして、一刻も早くそのことに関しても統合も含めて議論すべきじゃないかなというところで今回の提案をさせていただいたところでございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今の答弁だと、今から検討するということですが、これまで、3月議会からですかね、ずっと提案をされながら、その方向で議論も進められてきて、一刻も早く必要だということで提案をされているわけですから、それを可決をして進めるというのが今本当に町民から求められている負託だというふうに思います。そういう面で、もう、委員会で審議するとか、そういった段階ではないと、他市町村ではそれが27年度でほとんど終了するということから、一日も早くすることが私は大事だと思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 確かに笹淵議員がおっしゃるとおり、子ども達の安心安全を保つために一刻も早くすることも必要でありますけども、我が町におきましては、統廃合問題がこのように頓挫している中で、確かにしなければいけないことは早急にしなくてははいけません。ただ、9月の定例会の中でも、いろんな話し合いをしようという中で、まだまだ話し合いができていないというのが現状でございます。しっかりとそのへんをですね、今御指摘があった点をですね、踏まえながら、そして議会としてもそれに対して一刻も早く判断をするべきだろうと思っております。御指摘ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成者の発言を許します。

最初の方です。町長提出案件についてです。

(「ちょっと休憩をお願いします」と発言する者あり)

○議長(杉本和彰君) 休憩します。

---

休憩 午後2時28分

再開 午後2時32分

---

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) こんにちは。5番議員の荒木です。

私は、議案第71号、平成27年度和水町一般会計補正予算(第6号)の原案に対する賛成討論及び修正案に対する反対討論を行います。原案につきましては、何と言いましても災害復旧費等、計4,860万円が計上されております。そして、その中、今修正案がだされた部分につきましては、今菊水区域統廃合事業が一向、遅々として進まない中、行政として子どもたちの命の安全を最優先に考えられた行政からの提案を信任するものでございます。この修正案につきましては、確かに災害等復旧事業等をとうさないかん、そういう中で、この耐震改修案だけを除いた修正案でございます。私も一定の評価はしたいと思っております。ただ、小学校、中学校、体育館等は子どもたちのみならず、町民の例えば災害時の町民の避難場所にも指定されております。とにかく、先ほど修正案の中でも、この耐震の必要性は認める。そういったこともありました。子どもたちまた町民の安全安心を担保するためにもできるだけ早い時期に話し合いの場を持ち、この耐震改修等々に反対される議員の皆様等々、御理解をいただき子どもたちの安全・安心を担保するということが我々の願いではなكارうかと思っておりますので、どうか本原案に対して賛成また修正案に対する反対討論といたします。

○議長(杉本和彰君) 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) これで、討論を終わります。

これから、議案第71号、平成27年度和水町一般会計補正予算(第6号)の採決を行います。

まず、本案に対する蒲池恭一君ほか2名から提出された、修正案について起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、修正議決されました平成27年度和水町一般会計補正予算（第6号）については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時39分

再開 午後2時55分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 議案第72号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第72号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第72号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第73号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第73号「平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第73号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第74号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第74号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第74号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第75号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(杉本和彰君) 日程第9、議案第75号「平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第75号、平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第76号 平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第10、議案第76号「平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第76号、平成27年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第77号 平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第77号「平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第77号、平成27年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第78号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第78号「平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第78号、平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第79号、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第79号、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 過日、町民の未来を考える会の女性部の方から、政治倫理にかかる条例に基づき、調査請求書が出され、和水町政治倫理調査会において調査を審査をいたしました。その報告が先日議員控室で行われましたけれども、私は条例に基づいて提出された重要な案件である、それならば直近の議会で議会報告をするべきじゃないかと私は考えます。しかし、先日の議員控室では議員皆さんの総意に基づいてですね、報告をしないということになりましたので、それにあえて異論は挟みませんが今後の課題としてですね、検討をお願いしたいと思えます。そこで、その時調査報告のあとに少数意見の保留をお願いしておりましたので少数意見を報告したあとですね、提出しようと思っておりましたけれどもここに資格決定要求書を提出いたします。

次の議員が地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、地方自治法第127条第1項の規定により、決定されるよう別紙証拠書類を添え、会議規則第100条の規定により要求いたします。これは、何かと申しますと、地方自治法第92条の2は私企業、私企業からの隔離を目的とした議員の兼業禁止を規定したものである。

また、関連法として公職選挙法第104条には、この地方自治法第92条の2で規定された趣旨を尊重し、私企業から私企業からの隔離を目的とするために具体的に法人役員の辞退届を自主的に促す。議員が地域住民の目から疑念を抱かせないように務めるよう規定をしてあります。しかし、杉本和彰議員は親子で法人の代表取締役就任されていることは、町民の未来を考える会女性部から請求をなされた政治倫理に関する条例第10条に基づき、調査請求書の証拠資料として添付されていた平成27年9月7日付けの熊本地方務局玉名支局登記官、高尾敏彦様が発行された履歴事項全部証明書で明らかであり、また、政治倫理調査会の事情聴取時に法人の出資金の出所と、持ち株の保有者を聞いたところ、出資金は全額本人が出資しており、持ち株も発行株数の全部を本人が持っていることを確認し判明いたしており、議員を束ねる議長という職責を担っており、町民に対し議員として範を示す位置にある、倫理性を示すべきであると政治倫理調査会において意見が出た時、当調査会において結論をだすには大きな問題であるので、議会において議論を尽くし結論を出すべきであると、意見の集約をみておる。

また、公職選挙法第104条にある選管に当選の告知を受けた日から5日以内に法人役員の辞退届を求めており、その期間に届け出がない時は、当選を失うとしてあります。現状は、届出がなされていないと判断がなされる資料もあり、明らかに公職選挙法第104条に抵触していると思われ違法状態であるということは否めない事実であると言わざるを得ないところであります。ここに杉本議員の資格決定要求書を提出するものである。よって、今定例会において常任委員会若しくは特別委員会を設置され並びに付託をされるよう、あわせて提案をいたします。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時13分

再開 午後 4 時04分

---

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第14 議案第80号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第80号「財産の無償貸与について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第80号、財産の無償貸与については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第81号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第81号「財産の無償貸与について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第81号、財産の無償貸与については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって議案第81号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第82号 財産の無償貸与について（旧緑小学校）

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第82号「財産の無償貸与について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第82号、財産の無償貸与については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって議案第82号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第83号 新町建設計画の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第17、議案第83号「新町建設計画の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 新旧対照表の2ページになりますが、下のほうですね。平成18年度から平成27年度まで10年間ということで、これまで計画としてあったわけですが、計画と比べてですね、現在の総人口、それから0歳児から14歳、15歳から64歳、65歳以上、世帯数、この一覧表に書いてありますが、現在はどのような状況になってますか。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） はい。お答えいたします。この現在の数字は、すいません、あとでよろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 資料がないということですが、10年計画で、現在計画に対してどうだったかということ、一つみておく必要があるんじゃないかなということですね。それから、年少人口が0歳から14歳、それから生産年齢総人口15歳から64歳、一応働けるというかたちでこういう年齢になってるかと思いますが、それから高齢者数として65歳以上というふうになってるんですが、私は変更前の状態から、推計としてこれまで、人口がどういうふうになっていくかということで、1ページの方の上の方に、推計として人口が予想されてるわけですね。予想と同じようなかたちで高齢者が多いということと、少子化ということではそういう人口が統計としてでてくるということはわかるんですが、今後の目標、見通しとしてということで書いてあるわけですから、やっぱりこれを、人口増やすと、雇用問題とかそれからよそからの人を呼び込むということ

にも力を入れてるわけですから、そういうことをどんどんやっていけばこういう人口も、ただ統計上になっていくということで、目標を出すのではなくて、いろんな施策を通じて横並びあるいは引き上げていくんだと、少しですね。そういう積極的な目標が、私は大事じゃないかと思うんですよね。そうしないと今の減少傾向をそのまま受けてしまうと、町政の在り方がそれであるのかと、いうこともとられてくるわけですから、やっぱりこれは今回こういうふうにご提案しますから、しょうがないんですが、やっぱりこれを引き上げていくと、努力していくということが私は大事だというふうに思いますけど、その点について答弁いただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） はい。笹渕議員の御質問にお答えいたします。地方創生の中で人口ビジョンの方を作っております。その数字をこちらの方に反映をしておるところでございますけれども、おっしゃるとおり、地方創生の移住定住の中での人口を増やしていきたい、それと就業の場所、企業の誘致の方もやっていきたいということで、なるべく穏やかな人口の減少にしていきたいというふうに人口ビジョンの方も、9,800人ほどの人口減少で32年までは作っております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第83号、新町建設計画の変更については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。したがって議案第83号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第84号 字の区域の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第18、議案第84号「字の区域の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第84号、字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第85号 負担付き寄附の受け入れについて

○議長(杉本和彰君) 日程第19、議案第85号「負担付き寄附の受け入れについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第85号、負担付き寄附の受け入れについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 陳情等の常任委員長報告について

○議長(杉本和彰君) 日程第20、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。議会運営委員会に付託した陳情等について委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

○議長(杉本和彰君)

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長(小山 暁君) 議会運営委員長の小山でございます。ただいまから本定例会において議会運営委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告をいたします。なお、審査につきましては12月11日委員会室におきまして、慎重に審査を行いました結果、受付番号第406号、学校統廃合事業について議会報告を求める要望書につきましては、採択です。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長(杉本和彰君) 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第406号、学校統廃合事業について議会報告を求める要望書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、採択です。

受付番号第406号、学校統廃合事業について議会報告を求める要望書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。したがって受付番号第406号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第21 閉会中の継続審査について(総務文教常任委員会)

○議長(杉本和彰君) 日程第21、「閉会中の継続審査について」を議題とします。総務文教常任委員長から委員会において、審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第22 閉会中の継続調査について(各委員会)

○議長(杉本和彰君) 日程第22、「閉会中の継続調査について」を議題とします。各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(杉本和彰君) お諮りします。

ただいま、池田龍之介君から杉本和彰議員の資格決定要求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。資格決定要求書の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立少数です。

（採決の結果について発言する者あり）

したがって、資格決定要求書の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることは否決されました。

（再度採決を求める声あり）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

（「本日の議会は流会」と発言する者あり）

これをもって、平成27年12月和水町議会定例会を閉会します。

起立願います。

お疲れさまでした。

---

閉会 午後4時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員